

2003年6月2日

知的財産高等裁判所の創設を求める

知的財産訴訟検討会

阿部 一正

加藤 恒

沢山 博史

第7回知的財産訴訟検討会で十分に意見を表明できなかった面があることから、あらためて検討を行い、いわゆる知的財産高等裁判所についての意見を、以下の通り、申し述べることにしたい。

知的財産訴訟については、知的財産戦略大綱に沿って、民事訴訟法の改正により、東京高等裁判所への専属管轄化と5人の合議制の導入が図られることとなり、経済界として、これを高く評価するところであるが、さらに進め、知的財産立国の象徴として、東京高等裁判所の知的財産専門部を独立させて、知的財産高等裁判所を創設すべきである。

知的財産高等裁判所においては、裁判例の統一機能を通じて判決の予見可能性が確保されるなど、知的財産訴訟のより一層の充実・強化が期待される。裁判例の統一機能は最終的に最高裁判所の役割であることはもとよりであるが、知的財産訴訟のような専門性の高い分野においては、第一ステップとしての統一機能が専門裁判所で発揮されることが望ましい。

このような役割を担う知的財産高等裁判所を創設することで、知的財産立国に向けたわが国の姿勢を内外に示すことができる。このことは技術と法律の双方がわかる人材の育成や知的財産に関する国民意識の向上にも資するものである。

知的財産立国の象徴として、知的財産高等裁判所の創設は意義が大きいと考える。

以上